

令和7年2月定例会

建設委員会資料

( 建設部 )



議案第47号 秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する件

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条 (略) (園路および広場)</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路および広場を設ける場合においては、そのうち1以上の園路および広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等および同令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (園路および広場)</p> <p>第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路および広場を設ける場合においては、そのうち1以上の園路および広場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等および同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

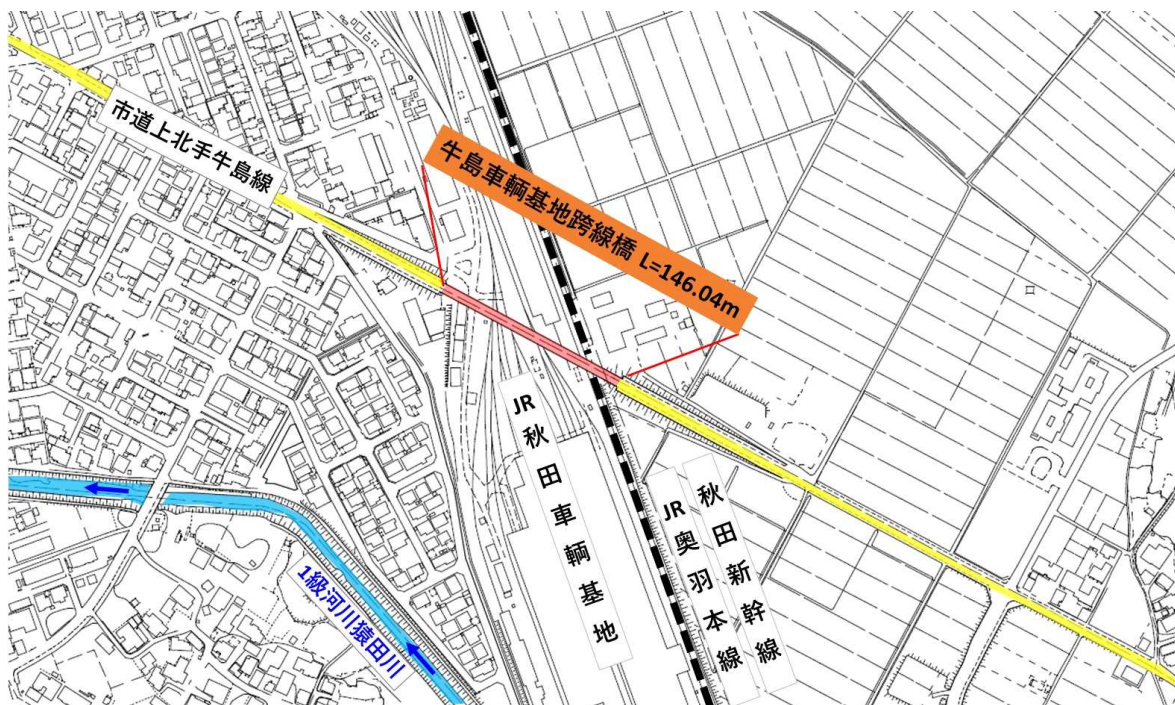
## 市道上北手牛島線牛島車輛基地跨線橋の橋梁補修工事に関する 施行協定の締結について

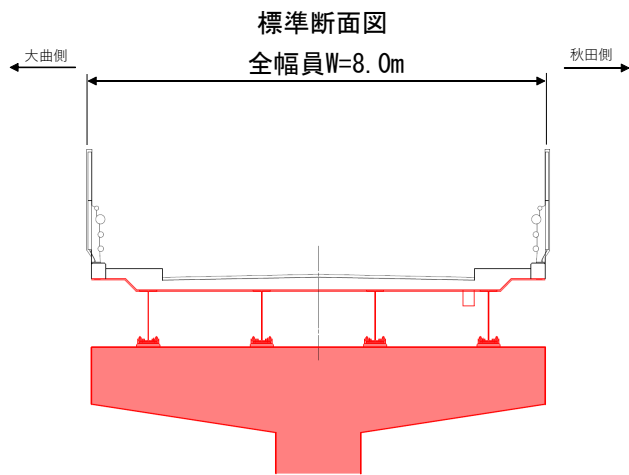
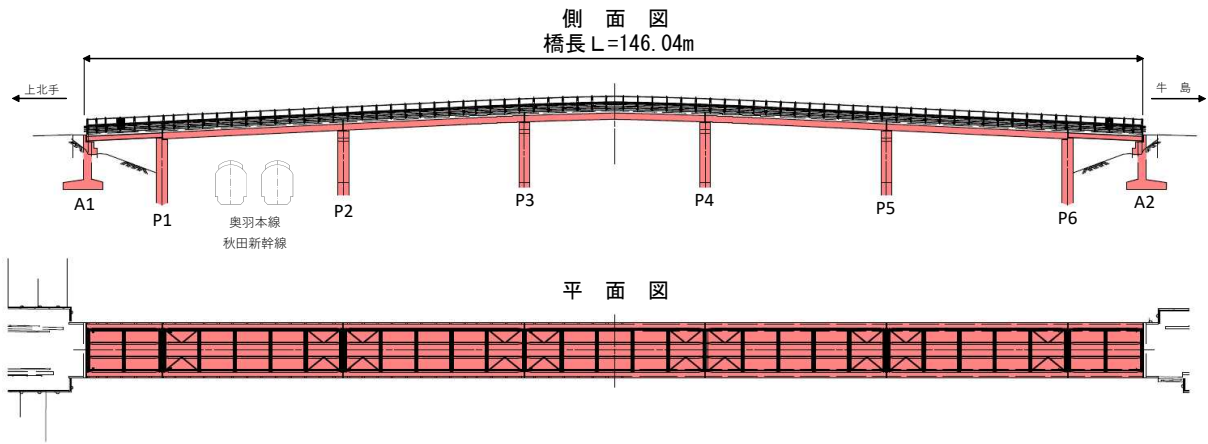
奥羽本線および秋田新幹線ならびに秋田車輛基地に架けられた牛島車輛基地跨線橋の補修工事について、東日本旅客鉄道株式会社と協定を締結するため、条例の規定により議会の議決を求めるものである。

### 1 協定の内容

- 協定箇所 秋田市檜山城南新町地内ほか  
奥羽本線四ツ小屋・秋田間296km724m付近及び  
秋田総合車両センター南秋田センター構内
- 協定金額 1,451,133,200円（11月定例会にて債務負担行為設定済）
- 協定期間 締結の日から令和16年12月27日まで

### 2 箇所図

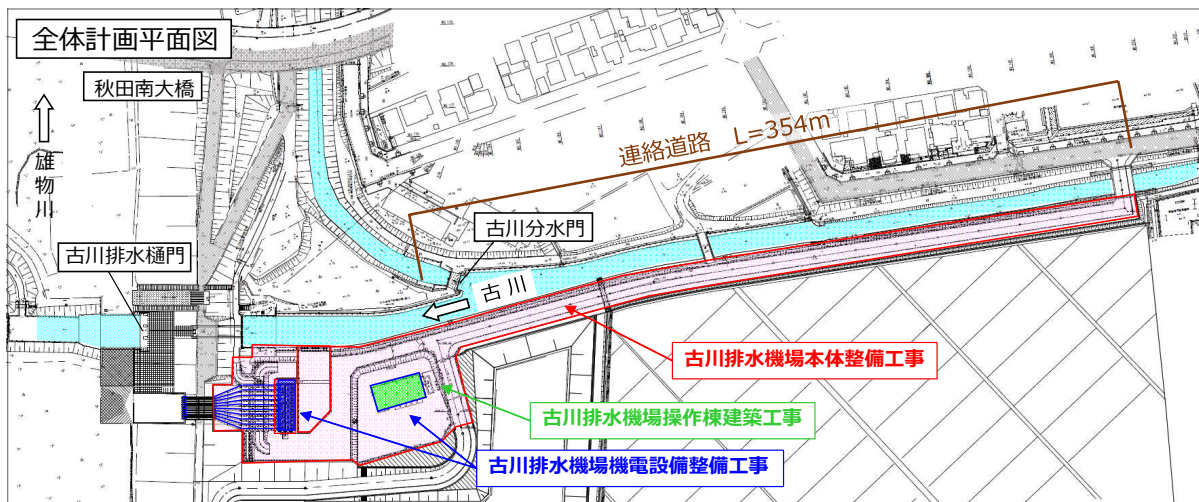




## 古川排水機場整備の進捗状況について

### 1 工事概要

年度	R5	R6	現在	R7	R8
<b>○古川排水機場本体整備工事</b> 施工業者 伊藤工業・英明・加藤建設 特定建設工事共同企業体 工期 令和5年9月29日から 令和8年3月19日まで 契約金額 9億6,789万円		基礎杭工	吸水槽、導水路 操作棟盛土	連絡道路 路盤 舗装	供用開始
<b>○古川排水機場機電設備整備工事</b> 施工業者 荏原・能登谷・秋田電機 建設工事共同企業体 工期 令和5年9月29日から 令和8年3月19日まで 契約金額 15億5,210万円		ポンプ等工場製作	吐出配管、ポンプ、除塵機設置 発電機等設置		
<b>○古川排水機場操作棟建築工事</b> 施工業者 伊藤工業・加藤建設 特定建設工事共同企業体 工期 令和6年12月24日から 令和8年3月19日まで 契約金額 2億4,288万円			基礎杭工 操作棟建築 外構		



## 2 現在の施工状況



## 3 今後の予定

- (1) 令和7年度は、上水道整備工事のほか、既存市道と連絡道路の接続部の道路整備工事の発注を予定している。
- (2) 本体整備工事における週休二日制モデル工事の実施のほか、コラムパイプを固定する基礎ボルトが吸水槽の主鉄筋等に干渉するのを防ぐため、基礎コンクリートの嵩上げやコラムパイプの延長などの必要が生じたことから、増額変更が見込まれる。

